

◎淀川右岸水防事務組合議会の議決に付すべき  
契約、財産の取得及び処分に関する条例

制 定 昭和45. 3. 27 条例11  
最近改定 平成 5. 6. 22 条例 3

(契 約)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が50,000,000円をこえる工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割をこえる増減がある場合を除く。）については、この限りでない。

（平5条例3一部改正）

(財産の取得又は処分)

**第2条** 法第96条第1項第8号の規定により組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いでその予定価格が、20,000,000円以上のものとする。

（平5条例3一部改正）

**附 則**

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 淀川右岸水防事務組合契約条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第15号）は、廃止する。

**附 則**（平5. 6. 22 条例3）

この条例は、公布の日から施行する。